

平成 20 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成 20 年 1 月 18 日〕
閣 議 決 定

1. 平成 19 年度の経済財政運営と我が国経済

(平成 19 年度の経済財政運営)

平成 19 年度には、新しい成長軌道の確立に向けて、「成長力加速プログラム」(4 月 25 日経済財政諮問会議取りまとめ)等¹による成長力強化と財政健全化を車の両輪として一体的に改革を進めていくことを内容とする「経済財政改革の基本方針 2007」(6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)を決定した。地方の再生に向けて、省庁・施策横断による総合的な支援を行う「地方再生戦略」(11 月 30 日地域活性化統合本部会合了承)を取りまとめた。

行政改革に関しては、「公務員制度改革について」(4 月 24 日閣議決定)、「公共サービス改革基本方針」(10 月 26 日及び 12 月 24 日改定(閣議決定))、「独立行政法人整理合理化計画」(12 月 24 日閣議決定)を決定した。

12 月には、原油価格の高騰が国民の生活、中小企業等にもたらしている深刻な影響にかんがみ「原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化について(取りまとめ)」(12 月 25 日原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議)を取りまとめた。財政規律を緩めないとの方針の下で、国民生活の安全・安心、地域活性化、原油価格高騰対応等にも配慮した補正予算を編成した(12 月 20 日閣議決定)。

「改正建築基準法」²の施行に伴い生じている建築着工の大幅減少等の問題に対応し、建築確認手続の円滑化や関連産業の資金繰り等への対策を実施している。

(平成 19 年度の我が国経済)

景気は、一部に弱さがみられるものの、回復している。

平成 19 年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、「改正建築基準法」施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれる。

物価の動向をみると、消費者物価指数は、石油製品等の上昇により上昇すると見込まれる。

こうした結果、平成 19 年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度(名目成長率は 0.8%程度)になると見込まれる。

一方、サブプライム住宅ローン問題を背景とする米国経済の下振れリスクや金融資本

¹ 「経済成長戦略大綱」(6 月 19 日改定)、「アジア・ゲートウェイ構想」(5 月 16 日アジア・ゲートウェイ戦略会議取りまとめ)、「長期戦略指針『イノベーション 25』」(6 月 1 日閣議決定)等

² 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 92 号)

市場の変動、原油価格の高騰等が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

2. 平成 20 年度の経済財政運営の基本的態度

我が国は、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現を目指す。そのために、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の3つを一体のものとして推進する。

民間需要主導の持続的な成長を図るとともに、これと両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、「基本方針 2007」に示されたマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行う。

平成 19 年度に引き続き、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰、海外経済の動向等のリスク要因が我が国経済に与える影響については注視する。

今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

(1) 成長力の強化に向けて

(「つながり力と環境力」の成長戦略)

「自立と共生」の理念でこれからの成長をとらえ、我が国が今後 10 年程度の間の実現を目指す姿として、「目標 1：世界とともに発展するオープンな国」、「目標 2：人生 90 年時代を安心して生活できる国」、「目標 3：人口減少下でも経済成長を持続する国」を掲げ、重点的に改革戦略を推進する。

これら 3 つの目標の実現に向け、① I T を徹底活用し、老いも若きも、都市も地方も、そして大企業も中小企業も連携してともに成長する「全員参加型の経済」、② 世界で“オンリー・ワン”の付加価値を追求し、環境制約等のリスクを好機に転換して成長するとともに、“長持ち・ゆったり生活”で質の高い生活を創造する「強みを伸ばす経済」、③ ヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する、オープンな「世界とともに成長する経済」、を目指す。

このため、以下の 3 つの新たな成長戦略を推進する。全ての戦略において、優れた人材が育つ中で、年齢、地域、業種や企業規模などの壁を越えて知恵や情報が循環・共有され、それぞれの主体が自立して強みを伸ばして連携する「つながり力」の発揮と、地球環境問題の解決における先導的役割の遂行や低炭素社会構築等のための環境イノベーションの強化などの「環境力」の発揮を図る。

戦略 1：「共生戦略」(全員参加型)

大企業と都市と勤労者が牽引する経済を見直し、中小・ベンチャー企業、地方、消費者、高齢者等をも主役として、ともに成長する経済を構築する。安心のセーフティネットとあいまって、厚い中流層を維持する。

戦略2：「自立戦略」（強み発揮型）

弱みを嘆き、保護する経済から脱却し、強みを育てることで、個人、企業、地域ともに自立する。新たな挑戦が、閉塞感を打ち破り、国際競争力を生み出す。

戦略3：「グローバル戦略」

世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで飛躍してきた国民性を最大限に発揮し、世界とともに成長する。

（成長戦略の具体化）

上記の基本的方向に沿って、これまで行ってきた成長力強化のための政策をも踏まえながら、経済財政諮問会議が中心となって、新たな成長戦略について今春を目途に具体化を進め、「基本方針2008（仮称）」において取りまとめる。

（2）地方の自立と再生に向けて

（地方再生の支援）

地方再生の支援のため、「地方再生戦略」に基づき、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組の立ち上げを包括的に支援する「地方の元気再生事業」を契機とする等により、①生活者の暮らしの確保、②地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興、③地域内外にわたる交流を通じた地域の発展という3分野を柱に、各省庁の支援策を有機的に連携させ、総合的な支援を推進する。

地域経済の建て直しを図るため、「地方再生戦略」と連携して、地域の中規模企業や第3セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設するための法律案を平成20年通常国会に提出する。

（地方分権改革）

地方が自ら考え、実行できる体制の実現のため、地方分権改革に強力に取り組む。「地方分権改革推進委員会」においては、国と地方の役割分担、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けや国の関与の見直し、地方の税財政基盤の確立に加え、地方支分部局の抜本改革に向けて地方への移譲と合理化を検討する。国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。「地方分権改革推進法」に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

（3）安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築に向けて

（歳出改革）

平成23年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳出・歳入一体改革を更に進める。このため、平成20年度予算においては、「基本方針2006」³、

³ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）

「基本方針 2007」及び「平成 20 年度予算編成の基本方針」（平成 19 年 12 月 4 日閣議決定）で示された歳出改革の内容を着実かつ計画的に実施する。その結果、新規国債発行額について前年度当初予算比で減額を行い、25 兆 3,480 億円とする。

（税制改革）

税制については、今後、「平成 16 年年金改正法」⁴、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」や平成 20 年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」を踏まえ、消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。

平成 20 年度税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずる。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行う。併せて、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講ずる。

（社会保障と税の一体的改革）

社会保障と税について一体的に改革するため、「安心・持続のための 5 原則」に沿って、引き続き議論を行い、給付と負担の両面から社会保障制度のあるべき姿を描き、そのための安定的な財源を確保する。

平成 20 年度には、医療その他の分野の制度・施策の見直し等に取り組むとともに、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に定めた目標の実現に向けて、実効性のある改革の取組を進める。

年金記録問題や未納・未加入者対策に着実に取り組むとともに、組織や運用の見直しなど、年金を巡る諸問題の解決に取り組む。基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年年金改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げる。国民の希望する結婚・出産・子育てを実現できる社会とするため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月 18 日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（同）並びに「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（同年 12 月 27 日少子化社会対策会議決定）に基づき、男女双方の仕事と生活の調和の実現、子育て支援の社会的基盤の充実の 2 つの取組を、車の両輪として進める。

（21 世紀にふさわしい行政への転換）

簡素で効率的な政府を作り上げるため、行政機能を根本から見直し、無駄や非効率を徹底して排除する。このため、「行政改革推進法」⁵に基づき、独立行政法人の見直し、総人件費改革等を推進する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、民間活力の

⁴ 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）

⁵ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）

活用、市場化テストの積極的な実施、公益法人制度改革等や事業の仕分け・見直しに取り組む。

国民生活の基本分野について、行政の在り方の総点検を実施する等を通じて、行政の在り方を根本から見直し、生活者・消費者本位の行政を確立する。

3. 平成 20 年度の経済見通し

平成 20 年度においては、世界経済の回復が続く下、平成 19 年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれる。

こうした結果、平成 20 年度の国内総生産の実質成長率は、2.0%程度（名目成長率は 2.1%程度）になるなど、別添の主要経済指標のとおりと見通される。

なお、平成 19 年度に引き続き、海外経済の動向などにみられるリスク要因が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

(1) 実質国内総生産

①民間最終消費支出

雇用・所得環境が緩やかに改善することから、緩やかに増加する（対前年度比 1.3%程度の増）。

②民間住宅投資

「改正建築基準法」施行の影響による減少から回復する（対前年度比 9.0%程度の増）。

③民間企業設備投資

底堅い企業収益に支えられ、「改正建築基準法」施行の影響から回復することもあり、引き続き増加する（対前年度比 3.3%程度の増）。

④政府支出

歳出改革の推進により、公的固定資本形成が減少し、政府最終消費支出も抑制されることから、概ね前年度並みとなる（対前年度比 0.1%程度の増）。

⑤外需

世界経済の回復が続く下で、引き続き増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度 0.4%程度）。

(2) 労働・雇用

厳しさが残るものの緩やかに改善し、完全失業率は前年度に比べ若干低下する（3.8%程度）。

(3) 鉱工業生産

内需、外需がともに増加することから、引き続き増加する（対前年度比 2.2%程度の増）。

(4) 物価

国内企業物価（対前年度比 0.6%程度の上昇）及び消費者物価（対前年度比 0.3%程度の上昇）は、緩やかに上昇する。GDPデフレーターの変化率は、プラスに転じる（対前年度比 0.1%程度の上昇）。

(5) 国際収支

世界経済の回復が続く下で、輸出入とも増加する。所得収支の大幅な黒字が続く中、経常収支黒字はやや拡大する（経常収支対名目GDP比 4.9%程度）。

(注1) 本経済見通しにあたっては、「2. 平成 20 年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政政策を前提としている。

(注2) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、主要経済指標の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

(別添)

主要経済指標

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年	対前年度比増減率					
	(2006 年度)	(2007 年度)	(2008 年度)	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2006 年度)	(2007 年度)	(2006 年度)	(2007 年度)	(2008 年度)	(2008 年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	511.9	516.0	526.9	1.6	2.3	0.8	1.3	2.1	2.0
民間最終消費支出	291.4	294.4	297.8	1.3	1.7	1.0	1.3	1.2	1.3
民間住宅	18.8	16.7	18.5	2.4	0.2	▲ 11.2	▲ 12.7	10.4	9.0
民間企業設備	81.0	82.4	85.6	6.2	5.6	1.7	0.9	3.9	3.3
民間在庫品増加 ()内は寄与度	2.3	2.3	3.0	(0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.1)
政府支出	111.3	111.5	111.8	▲ 2.3	▲ 1.8	0.2	0.0	0.2	0.1
政府最終消費支出	89.9	91.1	92.2	▲ 0.7	0.1	1.3	1.6	1.2	1.1
公的固定資本形成	21.1	20.2	19.3	▲ 8.0	▲ 9.2	▲ 4.7	▲ 6.1	▲ 4.0	▲ 4.9
財貨・サービスの輸出	83.9	91.6	97.5	12.0	8.2	9.1	7.1	6.5	5.2
(控除)財貨・サービスの輸入	76.8	82.9	87.2	12.2	3.0	8.0	1.5	5.2	3.6
内需寄与度				1.5	1.5	0.5	0.5	1.8	1.7
民間寄与度				2.0	1.9	0.4	0.4	1.8	1.7
公需寄与度				▲ 0.5	▲ 0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
外需寄与度				0.1	0.8	0.3	0.9	0.3	0.4
国民所得	373.2	377.3	384.4	1.8		1.1		1.9	
雇用者報酬	263.0	263.1	265.2	1.3		0.1		0.8	
財産所得	17.5	20.4	23.3	24.1		16.7		14.2	
企業所得	92.8	93.7	95.8	▲ 0.3		1.0		2.2	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,660	6,665	6,675	0.1		0.1		0.1	
就業者総数	6,389	6,410	6,425	0.4		0.3		0.2	
雇用者総数	5,486	5,525	5,565	1.2		0.7		0.7	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.1	3.9	3.8						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	4.8	2.4	2.2						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.1	1.8	0.6						
消費者物価指数・変化率	0.2	0.2	0.3						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.7	▲ 0.5	0.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	8.2	9.7	11.2						
貿易収支	10.5	12.1	13.2						
輸出	73.7	80.2	85.4	13.0		8.9		6.4	
輸入	63.2	68.1	72.1	13.6		7.8		5.9	
経常収支	21.2	25.1	26.1						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.1	4.9	4.9						

(注) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	3.6	3.4	3.2
円相場(円/ドル)	116.9	115.6	111.2
原油輸入価格(ドル/バレル)	63.6	75.3	83.0

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成 19 年 11 月 1 日～11 月 30 日の 1 か月間の平均値(111.2 円/ドル)で同年 12 月以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、平成 19 年 11 月 1 日～11 月 30 日の 1 か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して同年 12 月分を想定、同年 9 月 1 日～11 月 30 日の 3 か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(83.0ドル/バレル)で平成 20 年 1 月以後一定と想定。

(参考)

主な経済指標

